酒米新品種さがなみプロモーション動画、広報ツール制作業務委託仕様書（案）

１．委託業務名

酒米新品種さがなみプロモーション動画および広報ツール制作業務委託

２．事業の目的

近年の猛暑など気候変動の影響を受け、猛暑でも品質低下が少なく、良質で安定的な生産が可能となる、新たな酒米品種の育成が求められる中、佐賀県農業試験研究センターが９年の歳月をかけて開発を進めた酒米新品種「佐賀酒７３号」の品種登録がなされ、酒蔵等関係者など多くの人の想いを重ね、本年８月に愛称が「さがなみ」に決定した。

「さがなみ」は県内 4 地区で試験栽培され、無事収穫を迎えたところ。

今後、初となる複数酒蔵での試験醸造がスタートし、令和９年３月頃には、県内多くの酒蔵から「さがなみ」による新酒のデビューが予定されている。

県内多くの酒蔵による「さがなみ」の新酒への期待感を高め、「さがなみ」の持つ特徴や開発ストーリーを伝えるプロモーション動画や広報ツールを制作し、佐賀酒ファンに効果的に訴求していくことで、佐賀酒の未来を拓く酒米ブランドとしての高い評価を確立していくことを目指す。

３．業務機関

契約締結の日から令和９年２月 22 日（月曜日）まで

４．訴求するターゲット

主なターゲット：20～40 代の普段から佐賀酒を楽しむ消費者

５．事業内容

① 「さがなみ」の特徴と開発ストーリーを伝える動画の制作

ア．60 秒程度のプロモーション動画の制作（HP、YouTube での公開など）

イ．15 秒程度のショート動画の制作　　（イベント時や SNS での使用など）

（動画に求めるもの）

・「さがなみ」は、県産ブランド米「さがびより」を血筋に持ち、酒米の系譜ではない、佐賀らしい唯一無二の系譜である。

・酒米は酒米の系譜から、という常識にとらわれない開発の挑戦と、未来を見据え、９年もの歳月をかけた着実かつ壮大な試験研究（農業試験研究センター［品種育成］、工業技術センター［精米、醸造適性］）の結果生み出された開発ストーリーを、効果的に伝える内容とすること。

② 佐賀酒ファンに価値が伝わる広報ツールの制作・配置

ア．上記動画の視聴につながり「さがなみ」の魅力を効果的に訴求できる広報ツール（ＰＯＰやシールなど）の製作

イ．広報ツールの効果的な配置場所や配布方法の提案と、その配置、配布の実施

（広報ツールに求めるもの）

・上記動画の視聴につながる工夫のほか、覚えやすく、思わず人に語りたくなるようなフレーズ（蘊蓄（うんちく）など）を効果的に訴求できるもの

事例）酒米の王様　「山田錦」

「酒米の王様」と呼ばれるほど高いシェアを誇る酒米

心白の発現率が高く、低タンパク質で米が柔らかく、小さい線状心白を持つため、高品質な麹を作りやすく酒造りには最高な条件が揃っている

６．実現したい訴求のあり方

まずは、酒米新品種「さがなみ」が開発されたことが、佐賀酒を楽しむ方々に口コミでじわじわと話題になり、令和９年春の県内多くの酒蔵による「さがなみ」新酒を楽しみにしてもらえるような訴求を実現したい。

（実現したい場面・イメージＡ）

・普段から日本酒を楽しむＡさん（30 代）が、行きつけの酒販店で広報ツールを見かけ、「さがなみ」の蘊蓄（うんちく）に触れ、思わず友達に語りたくなる。

・佐賀酒ファンの間に口コミで広がり、動画も検索。「さがなみの新酒、飲んでみたいよね、楽しみだね」という期待感が広がる。

・３月の酒蔵ツーリズムで「さがなみ」の新酒を見つけ、コレコレ、飲んでみたい！となる（購入してＳＮＳで投稿したくなる）。

（実現したい場面・イメージＢ）

・酒販店経営のＢさんが、県内酒蔵のＨＰのリンクで「さがなみ」動画を見つける。

・あわせて店舗に販促ツールが届き、新たな酒米の開発ストーリーや蘊蓄（うんちく）を知る（店舗のＳＮＳで投稿したくなる）。

・取引の酒蔵に仕入を依頼するとともに、お客様と「さがなみ」が話題となり、コミュニケーションが生まれる。

７．成果物

受託者は、次に掲げるものを、別途指示する納入期限までに提出すること。

① 本業務において制作した映像　※電子データで提出すること

② 本業務において制作した広報ツール

③ 実績報告書　紙１部および電子データ

④ その他、県が提出を求めるもの

８．委託料

4,682 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

９．委託料の支払い

完了払

１０．　その他留意事項等

① 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、県と決定委託業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、関係者と連絡を密にすること。

② 本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。

③ 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県が利用する場合についても同様とする。

④ 受託者による施設・設備等の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。

⑤ 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

⑥ 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の各種法令及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

⑦ 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者との協議の上、決定するものとする。なお、仕様を変更する必要が生じたときは、県と受託者との協議の上、変更することができるものとする。

10.本業委託にかかる問い合わせ先および提出先

佐賀県 産業労働部 流通・貿易課　江口

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

TEL：0952-25-7252　MAIL：ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp